

令和元年6月18日現在

機関番号：12701

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K16936

研究課題名(和文) 国家と市場の役割の変容と市民社会：国家補助規制の意義とその正当化原理

研究課題名(英文) Justifying EU State Aid Rule and its Role

研究代表者

青柳 由香 (AOYAGI, Yuka)

横浜国立大学・大学院国際社会科学研究院・准教授

研究者番号：60548155

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、国家や自治体が事業者等に対して付与する助成金や補助金が競争を歪曲する効果を有するという問題について、EUにおける国家補助(State Aid)規制を比較法的検討の題材として、(1) 公的補助規制の正当化原理が、競争法的観点で代表としてつつもそれ以外にも複数が見られることを明らかにし、(2) 日本において公的補助(助成金・補助金等)を規律する必要性の検討において、上記(1)で明らかにしたEU国家補助規制の正当化原理から導出される規範を考慮する必要があることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

EUは、国家や自治体が事業者等に対して助成金や補助金を付与し、これを通じて様々な政策目標(インフラの維持、雇用の確保、地域経済の活性化等)を実現することについて一定の規律(国家補助規制)を有している。これは、加盟国等有する主権に強く介入するものである。本研究はこれを許す正当化原理を明らかにし、そこから導出される規範が日本に対しても重要な示唆を与えるものであることを明らかにした。この角度からの邦語先行研究は見られないため、本研究の成果は一定の学術的な意義を有し、また、今後の研究の基盤にもなるものと考えられる。

研究成果の概要(英文)：This study examined the problem that subsidies and other types of aids by the states and local governments to undertakings have the effect of distorting competition. The subject of comparative legal examinations is the State Aid regulation in the EU. The results made clear are follows; (1) there are several justifications for state aid rule besides competition law considerations, (2) in examining the need to regulate public aids (subsidies, etc.) in Japan, it is necessary to consider the norms derived from the justifications of EU state aid rule identified in (1) above.

研究分野：経済法

キーワード：EU国家補助規制 競争法 補助

1. 研究開始当初の背景

利潤が得られないなどいわゆる市場の失敗がみられるため市場メカニズムが機能しない分野において、国家や自治体が事業者等に対して助成金や補助金を付与し、これを通じて様々な政策目標（インフラの維持、雇用の確保、地域経済の活性化等）を実現することは、広くみられるところである。しかし、そのような公的な主体による経済的補助が特定の事業者が付与されると、非効率的な事業者が残存する等して市場全体の効率性が損なわれる、非効率的な事業者が効率的な事業者より競争上優位になる可能性がある、公的補助を想定して自助努力をはかるインセンティブが損なわれる可能性がある。このように、公的補助が市場における競争を大きく歪める場合があることが近時になり問題視されている。

その例としては、2010年にJAL（日本航空）が会社更生した際に、企業再生支援機構を通じて国が資金注入したことが挙げられる。JALが短期間のうちに競争相手であるANA（全日空）を上回る業績を達成したのは、再生支援過程においてつけた公的支援に起因するものであるとして、航空旅客市場の競争が大幅に歪められたことが広く問題視された。これをうけて、2013年に国土交通省は「公的支援に関する競争政策検討小委員会報告書」を公表し、公的補助の付与において競争の観点から規律することが必要であったと認めている。

そのため、現在、公的補助の付与においては、イコールフットイングを確保し事業者が公平な条件で事業活動を実施できるようにすることが競争政策上必要であることが指摘されている。

だが、このような指摘がなされるようになっていく一方で、日本には公的補助（助成金・補助金）を付与する際に国や自治体に対して競争政策上の考慮を義務付けたり、付与を撤回させたりする法制度は存在しない。そのため、現在、上述の例のような競争を歪曲する効果を有する国・自治体による公的補助の付与は規制されていない。

このような状況は問題視され、第1に、自民党の塩崎恭久議員を中心に「公正競争条件確保法案」が提案された。これは、国や自治体が公的補助を付与する際に、競争に対する影響を最小限にして、市場における公正な競争条件を確保することを義務付けるものであった。しかし採択に至っていない。

第2に、公正取引委員会において有識者会議（「競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会」、座長は岸井大太郎法政大学教授）が開催された。同会議は（1）公的再生支援に関する競争政策の観点からの基本的な認識、（2）公的再生支援が競争に与える影響とそれに対する対応、（3）公的再生支援の適切さを確保するための枠組みを検討した。これに基づいて公正取引委員会は考え方を公表している。

本研究課題に関連する学術的な研究の状況についていえば、日本においては公的補助を規制する法制度に関する研究は萌芽段階にある。先行研究は限られ、そのほとんどは国家補助の規制制度を有するEUの比較法的研究である。まとまった研究の例として、公正取引委員会の附属研究機関（競争政策研究センター）で実施された研究プロジェクト2件がある（平成24年度「競争法の観点からみた国家補助規制」、同25年度「EU国家補助規制の考え方の我が国への応用について」）。上記プロジェクトを含め、先行研究はいずれもEUの制度・判例の紹介にとどまり、今後は、日本での制度の導入を検討する際に求められる理論研究が必要だと考えられた。

2. 研究の目的

以上の様な社会・制度的な状況、および学術的な状況を背景として、本研究は、国家や自治体が事業者等に対して付与する助成金や補助金が競争を歪曲する効果を有するという問題について、EUにおける国家補助（State Aid）規制を比較法的検討の題材として、以下の2つの課題を明らかにすることを目的とした。

（1）公的補助規制の正当化原理はいかなるものか

（2）日本において公的補助（助成金・補助金等）を競争の観点から規律する必要性があるか

第1に、公的補助規制の正当化原理はいかなるものかを明らかにする必要がある。これを明らかにすることにより、なぜ公的補助が必要であるかを明確化することが可能となる。

第2に、日本において公的補助（助成金/補助金等）を競争の観点から規律する必要性があるか前述のJALの例からも、何らかの規律を導入する必要があるだろうと一般的に考えられている。しかし、その必要性は補助金による帰結が競争を歪める効果をたまたま持つ場合があったことを反映したものであり、いまだ漠然としているようにみられた。そのため、この点を、より具体化する必要が求められる。第1の論点に関する検討を参照して検討する。

3. 研究の方法

EUにおける法制度、および立法資料・EU裁判所の判例・政策文書等、およびそれらに関する学説による検討を素材に、EUにおいて国家補助規制の正当化原理がどのように考えられているか検討した。検討の射程は、国家補助に関するルールを定めるEU機能条約107条に関するものとして、現在、EUにおいて国家補助規制がEUの法体系においてどのように位置づけられるか、またEU域内市場においてどのような役割を果たすかという点について、実務においてどのように考えられているかを明らかにする。

EU条約107条に関する歴史研究はいまだ邦語の先行研究がみられない状況であったので、こ

の点には特に力を傾注した。石炭鉄鋼共同体条約および EEC 条約の立法資料を、歴史的な経緯等を明らかにすることを目的に、EU 歴史資料アーカイブ(フィレンツェ)を活用して資料を集めた。

また、最新の情報の収集や、意見の方向性の多様化等を目的として、欧州で開催される国際セミナー等に参加し、また日欧の研究者らと意見交換の機会を持った。

4. 研究成果

研究計画においては、EU では国家補助規制の正当化原理がどう捉えられてきたか検討することにより、純粋な競争政策状の目的に加えて、加盟国間の補助金競争を制限するという国際経済法的な性質が見いだされることを予想していた。しかし、(1) EU において域内市場における補助金を受ける事業者と受けない事業者間の競争を歪曲することを回避するという競争法としての機能が中心であることを確認しつつも、(2) 国際経済法的な性質については、学説においては指摘がなされるけれども、実務においてはこれを正当化原理として説明することは欧州司法裁判所においても欧州委員会においてもなされていないこと、(3) 国家補助規制が EU 全体の経済政策の実現手段として用いられる側面が近年になり見受けられること、および、(4) 加盟国内における民主主義の補完的な役割を果たす側面があることが明らかになった。(2)~(4) は当初予期した結論からは離れるものであり、意義のある成果であるといえると考えている。この点については、研究成果として論文を公表した(「EU における国家補助規制の正当化原理とその意義の広がり」RIETI Discussion Paper Series 17-J-070、2017年11月)。

したがって、検討の結果、EU における国家補助規制はあくまで競争法としての用意されているものの、正当化原理という点においては広範にわたり、その中には、競争政策上の規律として以外にも、例えば EU レベルの政策と加盟国による補助の趣旨の一貫性を確保する、ロビイングなどによる政策のキャプチャーに対する規律を通じた民主主義的な統制の補完等といった面において、日本においても規範としての正当化根拠たりうるものが見受けられた。

他方で、日本においては補助についての競争法的な規律を導入するとしても、法秩序のあり方を理由として、事後の新たな立法などを通じたルールの潜脱が予想されるという困難も指摘される。また、民主主義的な統制の補完という正当化原理について言えば、かならずしもすべての加盟国の措置について当てはまるわけではなさそうだとということが明らかになった。

また、EU 国家補助規制に関する最新の論点である、加盟国による多国籍企業に対する租税法上の優遇を措置についても、上述の本研究課題の問題意識の観点から検討した。租税法の文脈においては、かならずしも、加盟国における民主主義の補完という役割を果たさないかもしれないというシナリオがありそうだとすることも明らかになった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3件)

青柳由香「EU 加盟国の税制上の優遇措置に対する EU 国家補助規制の適用」法律時報 91 巻 8 号(2019年)掲載予定(脱稿済み)(査読無)

青柳由香「EU における国家補助規制の正当化原理とその意義の広がり」RIETI Discussion Paper Series 17-J-070(2017年11月)全 32 頁(査読無)

青柳由香「EU 競争政策における公的事業再生にかかる国家補助の規制」公正取引 774 号 16-23 頁(2015年4月)(査読無)

〔学会発表〕(計 0件)

〔図書〕(計 0件)

〔産業財産権〕
出願状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。